

- ・ J R 東海から環境保全策として示された希少種の移植・播種という手法は、特定の種だけを取り出して保護するものであり意味がない
- ・ 移植・播種するにしても事前に生育することを確認してからでなければならぬ
- ・ 候補地A、候補地B、候補地A内にあるゴルフ場跡地を含む周辺山林も一体的な湿地であり、希少種を含む生態系そのものを保全・維持できるようにする必要がある。計画を回避する以外に、保全にはなりえない
- ・ 候補地Aの大半がサシバの営巣中心域、高利用域に入っており繁殖への影響が心配される。ミゾゴイは、J R 東海の調査では営巣確認できていないものの、地元調査員の調査では巣や成鳥が確認され繁殖していると思われ、保全対象種とするべき
- ・ J R 東海の計画を受け入れるメリットがなく、生じるロス（不利益、損失）の方が大きい
- ・ リニア本線と異なり、発生土置き場はこの場所に設けずともリニア事業は続行が可能である
- ・ 美佐野ハナノキ湿地群をこのまま保全することが、グリーンツーリズムとしてエコロジカルな観光にも活用でき、町の経済的な利益にもつながる
- ・ 保全へのJ R 東海の協力と置き場計画の受け入れは別の問題であり、両方を絡ませて考えるべきではない
- ・ J R 東海がフォーラムの最中に結論を待たずに候補地Aの土地取得を進めていたことに対し不信がある
- ・ 今からでも代替地候補を探す時間を作り、候補地Aと代替候補地を入れ替えばよい

これらを総合すると、

J R 東海の盛土計画の受け入れについて、いずれも原則反対する意見であった。一方で、「まずは全てを保全するという立場で交渉してもらいたい」「やむなく一定の盛土計画を町も認めることも必要かもしれない」との温度差のある意見もあった。

【意見①、意見②を踏まえた方向性について】

以上、意見①、意見②のとおり、希少種の保全を図りつつ、一定程度で計画地への受け入れはやむをえないという意見と、湿地生態系を保全する立場から、受け入れを認めず、計画地全域とさらにその周辺も開発せず保全すべきとの意見に分かれた。「受け入れをやむをえない」とする意見①も、意見②の理念を否定しているわけではない。実現性に疑問を呈し、町がJ R 東海と協議・交渉を行う場を作るために、妥協案を示していると理解できる。

一方、「盛土計画の受け入れを全て認めない」とする意見②の趣旨を答申の方向性とするなら、候補地AについてはJ R 東海の所有権、財産権に対し、法律や

条例で開発を規制できないことから、実現性に極めて乏しい。これのみでの単独の採用は難しいと考える。なぜなら、地方公共団体は、法律や条例に基づく行政権者として行政の運営を担っている。町がJ R 東海と協議・交渉に臨むことができるのは、町有地を保有することによる法的な権限を保持しているからといってもよい。受け入れに反対し、撤回を求めることをJ R 東海との協議・交渉の方針とすることは、明らかに根拠となる法律や条例の裏付けに欠けた主張であると指摘されると言える。

そこで、方向性としては、意見②の考え方の重要性に鑑み、それを原則として掲げ、町がJ R 東海と協議・交渉する際、J R 東海にその原則を伝えるものとする。それは原則を唱えるだけの表面的なものではなく、例えば、J R 東海が保全策と提案している移植・播種に頼った保全策でなく、多くの開発事例で実施され、前例のある回避・低減を伴う保全策を提案し、J R 東海に履行を求めるといったことである。

意見②の理念は国際的な流れであり、すでに欧米では実績が積み重なり、日本でもその理念を開発計画に生かした取り組みが始まっている。日本を代表する鉄道会社であるJ R 東海も当然のことながら、その流れに沿った保全策を取ることを強く求められる。町もJ R 東海に対峙する際、この考え方をもとにし臨むべきである。

以上のことより、候補地への健全土について受け入れないことが望ましいが、これまでの経緯等もあり、受け入れはやむをえないこととする

しかし、それは無制限な容認ではないことを明確にすべきである。そもそもJ R 東海は、町がまだフォーラムを開催していた令和5年2月から候補地Aの土地を地権者から購入し始め、本審議会当初に購入が完了したことを初めて報告した。これが町民の不信感を買ひ、審議会でも多くの委員がJ R 東海の行為を批判したところである。これは、J R 東海への信義、信頼を損ないかねない行為であり、極めて遺憾である。それを確認した上で、審議会の苦渋の決断を、J R 東海には深く心にとどめていただきたい。なお、答申の計画地への受け入れを認める記述に反対した委員も複数いたことをつけ加える。

その上で、候補地A、候補地Bともに受け入れ量を減らせることが望ましい。発生土を他で有効活用できる量を増やす努力を行うこと、レイアウト・工法の変更など技術的な改善により、希少種の自生地の回避を目指した措置を行うことなど、町は、新たな検討をJ R 東海に求めてもらいたい。

さらに、希少種の保全措置を確実に履行し、盛土が造成された後も希少種や湿地生態系が維持できるよう、環境に配慮した対応を求めること、また、それが実

行されたか確認するためのJ R東海と町との協議の場が必要であると考える。

なぜなら、審議会では、審議会委員から長年にわたるハナノキやミゾゴイをはじめとする希少種の調査データが提出され、J R東海から審議会に「動植物の重要種に関わる調査結果」が提出されたが、ハナノキの本数やミゾゴイの生息が調査データと食い違い、J R東海の調査では確認されていなかったりと、J R東海による調査の不足や欠陥が疑われることがあった。これは一例として、J R東海の環境配慮への責任を信頼足るものにするため、町も協議・交渉の場でJ R東海に対し、調査の継続と充実、照合等を求め、町への報告と、調査結果に応じた有効な対策を講じることを求められたい。

また、審議会では、万一の災害発生を不安視する近隣の住民の声も聞かれた。協議では、適切な施工で安全性を確保しつつ、より地域住民の不安解消のための丁寧な説明を行うこと、及び盛土の維持管理を完成後も確認できる安全協定等を締結することを求められたい。

湿地生態系を守る観点から、今後の保全策について、J R東海は、町と地域住民に情報を公開し、町との協議を継続し、よりよい保全策の実現に向けてお互いに協力しあうべきである。さらに町は、未来に向かって環境教育や地域学習、地域づくりの場として、J R東海の協力や有識者の助言を得ながら、町民や地域住民が参画しやすい方法を検討すべきである。

4 最後に

この答申は、計7回に及ぶ会議を開催して、各委員はJ R東海に対する質問書や事前の意見書を作成され、あるいは当日、熱心に陳述いただいた上で、意見を尽くして集約したものである。なお、答申の計画地への受け入れを認める記述に反対した委員も複数いたことをつけ加える。

町長におかれては、リニア発生土置き場計画の解決に向けて、J R東海との協議に臨む際には、地元の地域住民と十分協議し、本審議会における議事内容等も適切に伝え、町民の不安解消に努められたい。